

箱根町 国土強靱化地域計画



令和4年1月

箱根町

目 次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 状況

- 1 本町の概況
 - (1) 気象・地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
 - (2) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 過去の災害履歴、想定される被害等
 - (1) 地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 土砂災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 浸水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (4) 火山災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 基本的な考え方

- 1 目標設定
 - (1) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 6

第3章 脆弱性評価及び強靱化の推進方針

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 起きてはならない最悪の事態の想定・・・・・・・・ 7～9
- 4 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 脆弱性評価の結果及びリスクへの対応方策・・・・ 10～72

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 2 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25(2013)年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26（2014）年 6 月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧及び復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪の事態に陥ることが避けられるような強さとしなやかさを持った、安全で安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

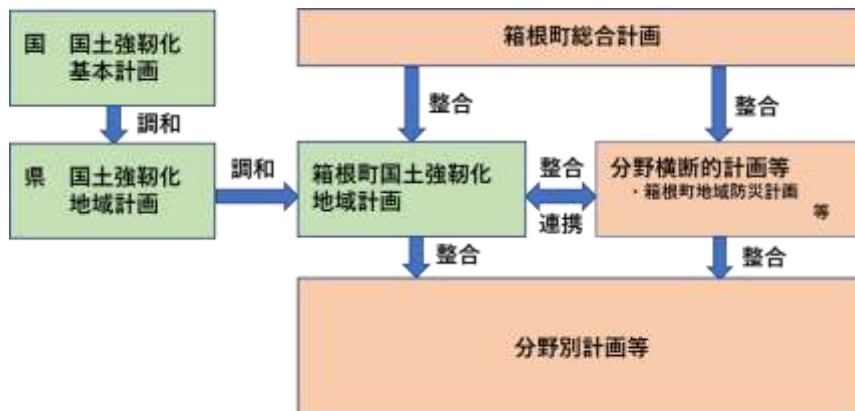
神奈川県では、このような国の動きに合わせて平成 29（2017）年 3 月に神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県強靱化計画」という。）を策定しました。

本町においても、基本法及び基本計画に基づき、本町における防災及び減災の施策を客観的に分析・整理し、さらなる充実を図ることを目的に箱根町国土強靱化地域計画（以下「町強靱化計画」という。）を策定いたしました。

2 計画の位置付け

町強靱化計画は箱根町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等の分野横断的計画と並び、本町の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である箱根町総合計画（以下「総合計画」という。）と様々な分野別計画との整合等を図る計画として位置付けるものです。

図 町強靱化計画と総合計画等との関係



3 計画期間

町強靱化計画の計画期間は、総合計画の後期期間に合わせ令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までとしますが、期間中であっても社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第 1 章 状況

1 本町の概況

(1) 気象・地形

本町は神奈川県你最西部に位置し、東京から約 80 km の距離にあります。町の北西部は標高 1,000m 前後の長尾峠、深良峠、三国山、山伏峠の外輪山嶺をもって静岡県と接し、東部は南足柄市に、南東部は小田原市及び湯河原町に接し、東西 13.53 km、南北 12.82 km、面積 92.86 km²に及ぶ扇型の山岳地帯（山林原野、河川、湖沼等の割合は町全体の 92.1%）を成しています。

気候は夏に降水量の多い（高地で年間平均降水量は約 3,500 mm）太平洋側気候の気候区分に属します。気温は比較的温暖ですが、低地と高地では気温に差があり、特に冬季の気温は平均 2℃～4℃の差があります。最低気温は低地では－2℃前後ですが、高地においては－11℃以下に及ぶこともあります。

地形的には町の殆どが高原と山岳地帯から成るカルデラ地形であり、多様な火山地形がみられる箱根火山によって形作られ、そのカルデラ内に河川・湖沼・草原を配した一大自然美を展開しています。水系は早川及び須雲川が溪谷をぬって町を横断し、高地には芦ノ湖はじめお玉ヶ池、精進池及び仙石原高原が自然の美を形成しています。

箱根火山の基盤は、主に早川凝灰角礫岩と須雲川安山岩類から構成されています。複数の成層火山群を形成した外輪山形成期は、初期に玄武岩質の溶岩を噴出し、中後期には安山岩質の溶岩が主体となっています。前期中央火口丘は、デイサイト質または流紋岩質の溶岩から構成され、後期中央火口丘は安山岩質の溶岩流や溶岩ドームが見られます。また、各山体の形成に挟まれる形で、大規模な噴火が集中した時期があり、それによりカルデラが形成されたと考えられています。宮ノ下から湯本にかけての早川流域に連続的に分布する土石流の堆積物、温泉荘高原の神山の山体崩壊による岩屑なだれ堆積物など、箱根火山の地質や地形は、長い噴火の歴史と浸食によって複雑なものとなっています。

活断層については、南に北伊豆断層系、芦ノ湖南端付近には箱根湯河原断層、北には平山断層、和留沢断層、北東には塩沢断層帯、平山-松田北

断層帯、国府津-松田断層帯などの活断層が知られています。このうち、昭和5(1930)年11月には北伊豆断層系を起因とする北伊豆地震(M7.0)により、本町のほか熱海市、伊東市、三島市など広い範囲に大災害をもたらしました。また、塩沢断層帯については、国の調査により30年以内の地震発生確率が4%と我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになっています。なお、現在知られていない伏在断層も推測されています。

(2) 人口

本町の人口は、国勢調査の結果では11,265人(令和3(2021)年8月1日現在)であり、ピーク時であった昭和40(1965)年頃と比べると半減しています。また、年齢別人口割合(平成3(2019)年1月1日現在)は14歳以下が6.8%、15~64歳が56.1%、65歳以上が37.2%となっています。特に65歳以上の割合については、平成7(1995)年が20.2%であったことから、年々高齢化が進んでいます。

(3) 産業

本町の産業別就業人口の構成比(平成27(2015)年10月1日現在)は、第1次産業が1.1%、第2次産業が9.4%、第3次産業が85.7%であり、第3次産業のうち卸売・小売業、飲食業、サービス業に従事する人口の合計が占める割合が89.7%と突出していることから、観光に関連する事業に就労する人が圧倒的に多いことが特徴となっています。

観光客数については、昭和47(1972)年から入込数の調査を実施しており、最近では1,700万人台から2,000万人台で順調に推移していましたが、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威をふるう危機的状況となり、日本でも緊急事態宣言の発出などによる外出自粛等の影響を大きく受け、令和2(2020)年には本調査開始以来最低を記録する、1,200万人台という厳しい結果となりました。

(4) 交通

道路は主要道路として国道1号、国道138号及び県道9路線からなり、路線バスが運行され町民及び観光客の重要な足となっています。さらに町民の移動経路として重要な町道が隅々まで走っています。ただし、その多くは山肌や川沿いを走る狭隘な道路であり、土砂災害や浸水害に対して脆弱であるとともに、迂回路に乏しいという弱点があります。

公共交通機関は電車、ケーブルカー、ロープウェイ、大型船、路線バス、タクシーと多様であり、それぞれが特性を活かしあって交通網を形成しています。ただし、いずれの交通機関も気象の影響を受けやすいという特徴があります。

2 過去の災害履歴、想定される等

(1) 地震

マグニチュード7クラス以上の大地震で本町が被害を受けたのは、西暦800年以降で18回あります（地域防災計画参照）。

そのうち関東大震災や昭和5（1930）年の北伊豆地震においては、箱根山で山崩れが多数発生したことが記録されています。

現在発生確度の高い地震のうち、本町に最も大きな被害を与える地震は神奈川県西部地震とされ、最大震度6強と想定されています。

(2) 土砂災害

明治43（1910）年には台風により、大湧沢で地すべり性の土石流が発生し、早川本流が堰き止められた後に決壊し、下流の湯本温泉場において死者6名、流失家屋30戸の被害が発生しました。

昭和28（1953）年、大雨により早雲地獄で崩壊が起こり、死者10余名、全壊家屋1戸の被害が発生しました。

昭和56（1981）年には台風15号により宮ノ下堂ヶ島温泉でがけ崩れが発生しました。

箱根は道路や居住家屋が斜面の近くに作られている箇所が多く、土砂災害による道路寸断や家屋被害が発生する危険性がある、という特徴があります。

(3) 浸水害

平成19（2007）年には台風9号により、仙石原で早川が氾濫し住宅やゴルフコースに浸水被害が発生しました。令和元（2019）年には東日本台風により多くの浸水害や土砂災害が発生しました。

箱根では暦年の河川整備等により浸水害発生の危険性は減少傾向にあると言われてきましたが、昨今の異常気象による短時間降雨量の増加により芦ノ湖や早川の増水速度は従来の想定を超えるものとなりつつあります。

(4) 火山災害

箱根山は有史以来幾度も噴火を繰り返し、現在も活発に活動を続けています。最近では12～13世紀の鎌倉時代に水蒸気噴火が発生したことが大きな噴火では最後であり、平成27（2015）年に発生した噴火はごく小規模なものでした。

火山監視に最新機器を使用するようになり、箱根山の火山活動は周期的に活発化を繰り返すことが分かってきています。今後も関係団体と連携した箱根山火山防災協議会を中心として、火山防災対策に取り組むことになっています。

第2章 基本的な考え方

1 目標の設定

本町の国土強靱化を推進するにあたり、基本目標及びそれを達成するために必要な事前に備えるべき目標を次のとおり定めます。

(1) 基本目標

- ア 人命の保護が最大限図られること。
- イ 町域の重要な機能が、致命的な障害を受けず維持されること。
- ウ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ア 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
- イ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。
- ウ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- エ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- オ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
- カ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- キ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ク 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における国土強靱化を推進する上での基本的な方針を踏まえ、本町の強靱化を推進するにあたり、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

(1) 強靱化に向けた取り組み姿勢

ア 本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から分析しつつ取り組みます。

イ 短期的な視点に寄らず、長期的な視野を持って計画に取り組みます。

ウ 地域の活力高揚及び経済成長にも資する取り組みとします。

(2) 適切な施策の組み合わせ

ア ハード対策及びソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

イ 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、町及び民間が適切に連携及び役割分担をして、強靱化に資する適切な対策を講じます。

ウ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

ア 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえます。

イ 既存の社会資本を有効活用するほか、民間資金の積極的な活用を図ります。

ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものとします。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

ア 人のつながり及びコミュニティ機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

イ 女性（特に妊産婦）、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の方に配慮するとともに、本町の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第3章 脆弱性評価及び強靱化の推進方針

1 脆弱性評価の考え方

本町が直面する大規模自然災害等のリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのか（脆弱性）について、国が実施した評価手法等を参考に評価を行い、国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにする。

2 想定するリスク

遠くない将来に発生する可能性があると予測されている都心南部直下地震、南海トラフ巨大地震、神奈川県西部地震等の大規模地震や、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化、短時間豪雨等による河川氾濫・土砂災害等の大規模自然災害を想定します。

3 起きてはならない最悪の事態の想定

基本計画の45のリスクシナリオ及び県強靱化計画の40のリスクシナリオを踏まえ、町強靱化計画では33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(33)	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	1-1	住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(33)	
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(33)	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
		7-3	水路等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分野として、次のとおり6つの個別施策分野と1つの横断的分野を設定します。

分野	施策分野
個別施策分野	1 行政機能／警察・消防等
	2 住宅・都市・交通・国土保全
	3 保健医療・福祉
	4 情報通信
	5 産業・物流・エネルギー
	6 環境・農林水産
横断的分野	7 リスクコミュニケーション

5 脆弱性評価の結果及びリスクへの対応方策

神奈川県地震防災戦略や地域防災計画を参考としながら、33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施しました。さらに、脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本町が取り組むべき施策ごとの「リスクへの対応方策」を定めました。

国土強靱化に係る施策の整理結果は、別表1のとおりです。

脆弱性評価の結果及びリスクへの対応方策は、別表2のとおりです。

(別表2) 脆弱性評価結果

施策欄の凡例 (所管課)

企：企画課 観：観光課 総：総務防災課 財：財務課 税：税務課
 福：福祉課 子：子育て支援課 保：保険健康課 都：都市整備課
 上：上下水道温泉課 環：環境課 会：会計課 学：学校教育課
 生：生涯学習課 消：消防本部 議：議会事務局

事前に備えるべき目標		1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態		1-1 住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
施策 「住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策」 総、都	脆弱性評価の結果	住宅地などの安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進する必要があります。このことから、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断実施の呼びかけや、耐震相談会の実施等、耐震化に関する意識の啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等を促進する必要があります。また、危険なブロック塀の倒壊防止や屋内収容物等の落下防止などの安全対策を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	旧耐震基準の建築物について、広報により耐震化に対する意識啓発や普及に努めるとともに、国の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業や社会資本整備総合交付金等を活用した木造住宅耐震化補助事業、緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助事業により、耐震相談会を実施するほか、耐震診断、耐震設計及び耐震改修等に対し補助を行い、耐震化を推進します。危険なブロック塀についても同様にブロック塀等撤去改修補助事業により、撤去及び改修に対し補助を行い、安全化を推進します。 また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。
施策 「地域の防災性（ハード面）向上」 都	脆弱性評価の結果	延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。
	リスクへの対応方策	土地の高度利用、建築物の耐震化等を進めます。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1-1 住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
施策 「避難場所の確保・整備」 観、総、環、都	脆弱性 評価の結果	本町においては、公園、緑地、道路、水路などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を図るとともに、公共空間としての道路、水路等の機能を確保する必要があります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざという時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。
	リスクへの対応方策	市街地内及びその周辺への公園や緑地及び、公共空間としての道路、水路等の機能の確保を図ります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざという時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。
施策 「危険物等施設の安全対策」 消	脆弱性 評価の結果	危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震やその他大規模災害時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性を強化、充実する必要があります。
	リスクへの対応方策	危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めるとともに、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策の実施状況を適宜確認します。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態	1-1 住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
施策「町民の防災意識の向上、啓発」	脆弱性評価の結果 町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。また、ハザードマップ等により、住んでいる場所などの災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識をより一層向上する必要があります。
総	リスクへの対応方策 各地域での各種防災訓練や防災出前講座（防災士フォローアップ研修）の実施により、町民の防災意識の向上に努めます。また、ハザードマップ等により、住んでいる場所などの災害によるリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を進めます。
施策「外国人の安全確保対策」	脆弱性評価の結果 言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行う必要があります。
観、総	リスクへの対応方策 やさしい日本語や多言語による注意喚起等を実施し、外国人も共に暮らせる、外国人も安心して周遊できる町づくりをめざします。
施策「防災教育の充実」	脆弱性評価の結果 近年、想定を超える災害が発生していることから、災害への危機感と想定以上の備えを一人ひとりが自分の事として捉えることが大切です。そのため、防災教育を一層充実する必要があります。
総、学	リスクへの対応方策 将来的な地域防災の担い手の育成や、学校を拠点とした防災活動の展開を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。

事前に備えるべき目標		1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態		1-1 住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
施策 「住民参加の防災訓練の実施」	脆弱性 評価の結果	災害が発生した後、人命の救助・救急活動や初期消火活動など、自分や周囲の人々の命を守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日ごろから備えておくことが重要です。そのため、平素から行政関係者だけでなく地域住民や事業者とも連携の強化を図り、地域の災害対応力を向上する必要があります。
総	リスク への対応方策	行政関係者と地域住民と事業者も連携し、各地域の特性に応じた防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。
施策 「関係機関と連携した防災訓練の実施」	脆弱性 評価の結果	医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておく必要があります。
総、保、都、消	リスク への対応方策	箱根町総合防災訓練を始め、関係機関と連携した各種防災訓練を実施し、連携を図ります。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態	1-1 住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
施策 「消防団・自主防災組織の強化」 総、消	脆弱性評価の結果 大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力を向上する必要があります。また、災害が発生した後、人命の救助・救急活動や初期消火活動など、自分や周囲の人々の命を守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらおうとともに、地域に密着した消防防災のリーダーたる消防団の人材の多様化及び装備の充実強化を進める必要があります。
	リスクへの対応方策 消防団員の確保については、入団募集広報として特に女性消防団員の入団促進を強化するとともに、箱根町消防団協力事業所表示制度の周知を継続し、更に機能別消防団員制度を推進して組織の充実・強化を図ります。また、消防車両・資機材の計画的な更新・整備を推進します。
施策 「避難所の確保・整備」 総、環	脆弱性評価の結果 大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、更には避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所の十分な確保及び避難者に対する良好な生活環境の提供ができる体制を進める必要があります。
	リスクへの対応方策 大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、更には避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難や宿泊施設への避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1-1 住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
施策 「要配慮者等への支援」 総、福	脆弱性評価の結果	東日本大震災では、死者数のうち約 65%が 60 歳以上の方であるなど、高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難新体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。
	リスクへの対応方策	県の「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアルに基づき、支援体制等の整備を進めます。また、福祉的支援を行う職員の人材育成を行います。
施策 「学校等施設の老朽化対策及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持」 子、学	脆弱性評価の結果	児童・生徒等が在校・在園時に災害が発生する場合を想定し、学校等の防災体制を整備する必要があります。
	リスクへの対応方策	児童・生徒等が在校・在園時に災害が発生する場合を想定した学校等の施設や設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断および指導を継続して実施していきます。
施策 「文化財所有者・管理者の防災対策」生	脆弱性評価の結果	災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	災害から貴重な文化財を保護するため、防災に関する啓発や無人施設で発生した災害を通報する機器の設置を推進します。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
施策 「防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策」 観、総、財、子、保、都、上、環、学、生、消	脆弱性評価の結果	災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化及び浸水対策を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にする必要があります。
	リスクへの対応方策	被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化に続き、浸水対策を進めます。防災拠点は平常時には、レクリエーション等でのやすらぎの場としても活用できる機能の整備を図ります。
施策 「多数の者が利用する施設の安全確保」 観、総	脆弱性評価の結果	駅や観光スポット等の不特定多数の者が利用する施設について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	各施設の管理者に対し、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について確認を行う等、日頃からの連携を図ります。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
施策 「民間大規模構造物の耐震化と防災対策」 都、消	脆弱性評価の結果	災害による施設の損壊、火災、爆発等により人的・物的被害を抑止するとともに、住居地域に被害が及ばないように、防火・防災対策を推進する必要があります。また、建築物の倒壊によって、緊急輸送道路の通行を妨げ、人の避難、緊急車両の通行、救助活動人員や物資等の輸送を困難とする恐れのある緊急輸送道路沿いの建築物（通行障害建築物）について、耐震化を推進する必要があります。
	リスクへの対応方策	地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を促進し、外出先などでの地震の揺れによる被害の軽減を図ります。また、旧耐震基準の既存沿道建築物や民間大規模建築物の所有者に対して耐震化に対する意識啓発活動を進めるなど、総合的に耐震化を促進していきます。
施策 「社会福祉施設の防災対策」 福	脆弱性評価の結果	社会福祉施設の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。
	リスクへの対応方策	社会福祉施設の管理者が行う安全対策に対し、必要な情報提供を行います。
施策 「要配慮者等への支援」 総、福	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
施策 「学校施設の老朽化対策及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持」 子、学	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「文化財所有者・管理者の防災対策」 生	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1－3 異常気象等による広域かつ長期的な浸水	
施策 「治水対策」 総	脆弱性 評価の結果	町民が平素より水害リスクを認識し、出水時に提供される情報を入手し、災害時に的確な避難ができるよう、災害対策の充実を図る必要があります。
	リスク への対応 方策	町民が的確な避難行動を選択できるよう、分かりやすい情報を提供します。
施策 「水路等改修」 都	脆弱性 評価の結果	環境に配慮した水路等の改修により、自然と調和した河川環境の創出及び治水安全度の向上を図る必要があります。
	リスク への対応 方策	県と連携し、水路等の整備を行います。
施策 「排水施設の整備」 都、上	脆弱性 評価の結果	局地的集中豪雨により芦ノ湖や早川周辺で内水氾濫等が発生する可能性があることから、浸水被害の最小化を図る必要があります。
	リスク への対応 方策	芦ノ湖や早川の増水に対応できるよう、浸水被害が発生する箇所の浸水防止策の充実を図ります。また、都市下水路の対策を検討します。
施策 「農業用施設等の整備」 観、環	脆弱性 評価の結果	農業用施設の崩壊、土砂崩れ等による周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の整備を推進し安全性を確保する必要があります。
	リスク への対応 方策	急傾斜地の農地において、降雨による浸食等の防止を図るため、農地保全施設の整備を進めます。
施策 「地域の防災性（ハード面）向上」 都	脆弱性 評価の結果	(再掲：評価結果は1－1に記載)
	リスク への対応 方策	(再掲：対応方策は1－1に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態	1－4 災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
施策「土砂災害対策」	脆弱性評価の結果 豪雨や地震による急傾斜地の崩壊、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調整・指定を推進する必要があります。
総、都	リスクへの対応方策 土砂災害警戒区域等について周知を図るとともに、土砂災害防止施設の整備について県と連携を図ります。
施策「治山対策」	脆弱性評価の結果 土砂災害やナラ枯れ、火山ガス、動物による食害等による森林の荒廃や登山客の利用等による登山道の荒廃を未然に防止するため、治山施設を整備する必要があります。
観、環	リスクへの対応方策 荒廃した森林を計画的に復旧させるとともに、保安林指定地の整備を進めます。
施策「治水対策」	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1－3に記載)
総	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1－3に記載)
施策「水路等改修」	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1－3に記載)
都	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1－3に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1-4 災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態	
施策 「農業 用施設 等の整 備」 環	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-3に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-3に記載)
施策 「地域 の防災 性（ハ ード 面）向 上」 都	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「避難 場所の 確保・ 整備」 観、総、 環、都	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「町民 の防災 意識の 向上、 啓発」 総	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	1-4 災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態	
施策 「外国人の安全確保対策」 観、総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「防災教育の充実」 総、学	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「住民参加の防災訓練の実施」 総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「関係機関と連携した防災訓練の実施」 総、保、都、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態	1-4 災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
施策 「消防団・自主防災組織の強化」 総、消	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「避難所の確保・整備」 総、環	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「多数の者が利用する施設の安全確保」 観、総	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-2に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-2に記載)
施策 「社会福祉施設の防災対策」 福	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-2に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-2に記載)

事前に備えるべき目標		1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態		1-4 災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
施策 「要配慮者等への支援」 総、福	脆弱性 評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対応 方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「町民等への 情報発信体制の整備」 企、総	脆弱性 評価の結果	町民等に迅速かつ正確に情報を提供するため、情報発信体制を整備する必要があります。
	リスク への対応 方策	各種通信手段の活用を図ります。町民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる情報については、機を逸しないことを重視して情報提供を行います。
施策 「学校等施設の 老朽化対策及び防 災機能の整備、並 びに対応方法の 維持」 子、学	脆弱性 評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対応 方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態	1-4 災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
施策 「文化財所有者・管理者の防災対策」生	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「火山災害対策」観、総	脆弱性評価の結果 箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進める必要があります。
	リスクへの対応方策 国、関係自治体、関係機関と連携し、火山災害と対策について検討を進め、避難計画等の充実を図ります。また、火山の危険性や町の火山対策を正しく周知し、自然の恵みを受けつつ上手に火山と付き合う態勢を維持します。
施策 「危険物等施設の風水害対策」消	脆弱性評価の結果 豪雨等による危険物等施設の浸水や河川等への危険物流出、その他、周辺に危害を及ぼす事態を防止するため、風水害発生時における被害発生の危険性を回避・低減するための措置を講じさせる必要があります。
	リスクへの対応方策 危険物等を扱う事業者に対し、保安体制、防災教育、防災訓練の実施など必要な対策の実施状況を確認します。

事前に備えるべき目標		1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
施策 「町民の防災意識の向上、啓発」 総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「外国人の安全確保対策」 観、総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「住民参加の防災訓練の実施」 総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「消防団・自主防災組織の強化」 総、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標		1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
起きてはならない最悪の事態		1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
施策 「町民等への情報発信体制の整備」 企、総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1－4に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1－4に記載)
施策 「災害情報の収集・伝達体制の整備」 総	脆弱性評価の結果	災害発生時に確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、各自治体、関係機関などと相互の情報収集・情報伝達手段を整備する必要があります。
	リスクへの対応方策	災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進め、情報収集・伝達体制の強化を図ります。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
起きてはならない最悪の事態	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
施策「水道施設の耐震化及び給水体制の確保」上	脆弱性評価の結果 大規模自然災害により給水施設に被害が発生することは町民等の生命に関わるため、給水施設の早期復旧及びその間の応急給水体制を整備する必要があります。 リスクへの対応方策 水道施設の耐震化を進めるとともに、飲料水の備蓄と連携し、応急給水活動体制及び水道施設の応急復旧体制を整備します。
施策「町民の防災意識の向上、啓発」総	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載) リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)
施策「医薬品・医療機器等の整備」保	脆弱性評価の結果 町内医療機関が被災した場合や災害時に多数の傷病者が発生する可能性があるため、医療救護所の設置や医薬品・医療用品の確保等の災害時医療機能を充実する必要があります。 リスクへの対応方策 町内外の医療関係団体と連携し、医師・看護師・医薬品等を確保する体制を整備します。
施策「広域応援体制の強化」総、消	脆弱性評価の結果 大規模自然災害の被害は甚大であり、本町だけでは対応できないため、他自治体や関係団体に支援を要請し、受け入れる体制を整備する必要があります。 リスクへの対応方策 平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等により連携を強化します。箱根町総合防災訓練等により連携の実効性を高めます。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
起きてはならない最悪の事態	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
施策 「飲料水、食料及び生活必需物資等の確保」 各課	脆弱性評価の結果	飲料水、食料及び生活必需物資の不足に対応するため、平素から各家庭、職場等に備蓄品を揃えとともに、協定締結等により供給体制を強化する必要があります。
	リスクへの対応方策	各課の平素の業務や各種イベント等、あらゆる機会を捉えて日ごろの備えを啓発するとともに、協定企業等の拡大に努め物資受援体制の充実を図ります。
施策 「学校等施設の老朽化対策及び防災機能の整備、並びに対応方法の維持」 子、学	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
起きてはならない最悪の事態	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
施策 「道路・橋りょう等の整備」 都	脆弱性評価の結果	大規模自然災害から救助・救急、医療活動等を迅速に行うには道路・橋りょうの健在が極めて重要であり、耐震性の強化及び経路のネットワーク化を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	県の実施する緊急輸送道路等の整備と連携して町道等の整備及び耐震化を進めます。また、道路附近の枯れ木や土砂等の除去・整備を実施します。
施策 「孤立化対策の推進」 総、都	脆弱性評価の結果	箱根の地形特性上、土砂災害や建築物倒壊等により道路が寸断され、孤立地域が発生する可能性があるため、孤立化対策を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	孤立地域へのアクセスを優先した道路啓開を実施する体制を整備します。また、ヘリコプターを活用する体制の強化を図ります。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
起きてはならない最悪の事態	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動の絶対的不足
施策 「関係機関と連携した防災訓練の実施」 総、保、都、消	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「救助・救急体制の充実」 総、都、消	脆弱性評価の結果 大規模自然災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進める必要があります。
	リスクへの対応方策 救助・救急活動に係る資機材等の整備・充実を進めます。
施策 「近隣消防との連携・協力の推進」 消	脆弱性評価の結果 住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすため、近隣の消防との連携・協力により消防力を一層充実強化する必要があります。
	リスクへの対応方策 平常時より近隣の消防との連携・協力を進めます。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
起きてはならない最悪の事態	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動の絶対的不足	
施策 「消防 吏員の 育成」 消	脆弱性 評価の 結果	様々な災害に対応できる消防力を強化するため、消防吏員に対する教育を進める必要があります。
	リスク への対 応方策	複雑多様化・甚大化する各種災害に対し、的確かつ安全な消防・救助活動を展開するため、神奈川県消防学校などで実施される各種専門教育を受講することにより最新の技術と専門的知識を習得するとともに、関係機関との合同訓練を実施して相互の資質向上を図ります。
施策 「広域 応援体 制の強 化」 総、消	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)
施策 「救急 高度化 の推進 」 消	脆弱性 評価の 結果	現場に到着した救急隊員が傷病者を病院等に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことにより、プレホスピタル・ケアの充実を図る必要があります。
	リスク への対 応方策	消防学校における応急処置の内容の拡大を踏まえた救急課程や地域メディカルコントロール協議会で実施される各種の講座や研修に参加するとともに、指導救命士を中心に職場内教育の充実を図ります。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
起きてはならない最悪の事態	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
施策 「医薬品・医療機器等の整備」 保	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)
施策 「燃料の確保」 財	脆弱性評価の結果	災害対策上重要な車両や施設等に対する安定した石油類燃料を確保するため、燃料の確保対策を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	県・町の協定に基づく燃料の確保対策を進めます。

事前に備えるべき目標		2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
起きてはならない最悪の事態		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
施策 「町民の防災意識の向上、啓発」 総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「帰宅困難者対策の推進」 観、総	脆弱性評価の結果	交通機関が被災した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあるため、交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、事業者に対し一斉帰宅抑制に合わせた備蓄などの啓発を行う必要があります。
	リスクへの対応方策	一時滞在施設の確保に努め、飲料水等の備蓄を進めます。同様の対応を町内事業者でも行うよう、啓発します。
施策 「飲料水、食料及び生活必需物資等の確保」 各課	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)

事前に備えるべき目標		2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
起きてはならない最悪の事態		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
施策 「防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策」 観、総、財、子、保、都、上、環、学、生、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-2に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-2に記載)
施策 「道路・橋りょう等の整備」 都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-2に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-2に記載)
施策 「関係機関と連携した防災訓練の実施」 総、保、都、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標		2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
起きてはならない最悪の事態		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
施策 「町民の救護能力の向上」 総、消	脆弱性 評価の結果	多くの傷病者が発生した場合、地域住民による救護活動の実施が町民の命を守るために大変重要になります。そのためには町民に応急手当の知識・技能を普及する必要があります。
	リスクへの対応方策	広報、講習による普及活動を進めます。
施策 「災害時医療救護体制の整備」 保	脆弱性 評価の結果	病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料等の不足などが起こる可能性があるため、災害時における医療救護体制を整備する必要があります。
	リスクへの対応方策	災害発生時において必要な医療救護体制の確保を図り、その内容を県に登録します。
施策 「医薬品・医療機器等の整備」 保	脆弱性 評価の結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)
施策 「広域応援体制の強化」 総、消	脆弱性 評価の結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
起きてはならない最悪の事態	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
施策 「道路啓開・交通規制体制の整備」 都	脆弱性評価の結果	道路機能の早期回復と交通混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。
	リスクへの対応方策	箱根町建設業協会等との協力体制の充実・強化を図ります。また、道路管理者や警察と連携し、交通規制に必要な資機材を整備します。

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	
起きてはならない最悪の事態	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
施策 「災害時医療救護体制の整備」 保	脆弱性評価の結果	（再掲：評価結果は2-6に記載）
	リスクへの対応方策	（再掲：対応方策は2-6に記載）
施策 「防疫体制の整備」 保、環	脆弱性評価の結果	感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施する必要があります。
	リスクへの対応方策	防疫用品等の備蓄を進めます。また、防疫活動や保健活動の研修への参加を充実します。
施策 「広域火葬体制の強化」 総	脆弱性評価の結果	大規模自然災害では近隣市町にも多くの被災者が発生し、火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬が不可能となる可能性があるため、広域の火葬体制を構築する必要があります。
	リスクへの対応方策	県広域火葬計画に基づき、広域的な協力体制を強化します。

事前に備えるべき目標		3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
起きてはならない最悪の事態		3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
施策 「防犯対策」 総	脆弱性 評価の結果	街頭犯罪の未然防止及び犯罪に対する抑止力の強化のため、登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの自主防犯活動を推進する必要があります。
	リスク への対応方策	交通指導隊による見守りや自主防災組織による防犯パトロールを実施します。
施策 「消防団・自主防災組織の強化」 総、消	脆弱性 評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「空き家対策」 企、都	脆弱性 評価の結果	空き家の放置は犯罪の温床となる可能性があるため、空き家の予防・解消・活用を図る必要があります。
	リスク への対応方策	古家保有者への啓発を実施するとともに、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、適正な処分等に努めます。

事前に備えるべき目標		3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
起きてはならない最悪の事態		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
施策 「防災拠点となる公共施設等の耐震化及び浸水対策」 観、総、財、子、保、都、上、環、学、生、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-2に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-2に記載)
施策 「実践的な訓練の実施」 総	脆弱性評価の結果	実際の災害は多様な場面が複合するため、複合された状況を想定した実践的な訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。
	リスクへの対応方策	緊急参集訓練、図上訓練等を段階的・定期的に実施します。
施策 「災害対策本部の機能強化」 総	脆弱性評価の結果	地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	様々な場면을想定した災害対策本部の運営訓練、情報受伝達訓練、緊急参集訓練、図上訓練、緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応変な対応が取れるようにします。また、災害対策本部室が被災した場合を想定し、代替施設の確保を進めます。

事前に備えるべき目標		3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
起きてはならない最悪の事態		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
施策 「業務 継続体 制の確 保」 各課	脆弱性 評価の 結果	災害発生時の応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、業務の継続性を確保する必要があります。
	リスク への対 応方策	業務継続計画の策定を推進します。また、災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興促進のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。
施策 「学校 等施設 の老朽 化対策 及び防 災機能 の整備 、並び に対応 方法の 維持」 子、学	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「復興 対策マ ニュアルの整 備」 各課	脆弱性 評価の 結果	被災後の復興へ向けた組織体制や手順を検討するなど、段階に応じた体制移行ができるようにしておく必要があります。
	リスク への対 応方策	県の震災復興対策マニュアルに基づき、町の震災復興対策マニュアルを整備します。

事前に備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	
起きてはならない最悪の事態	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
施策 「電線の地中化」 都	脆弱性評価の結果	災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、緊急輸送道路を中心に電線類の地中化を進め、安全性をより一層向上する必要があります。
	リスクへの対応方策	緊急輸送道路等の電線地中化について、道路管理者である県等と連携を図ります。
施策 「輻輳への対策」 総	脆弱性評価の結果	安心した避難生活を送るため、輻輳（電話が繋がりにくい状況）への対策を進める必要があります。
	リスクへの対応方策	NTT東日本の提供する災害用伝言ダイヤル「171」や、携帯電話事業者が提供する災害伝言板の活用について、町民に周知します。
施策 「雪害に対する安全性の確保」 都、上、環	脆弱性評価の結果	大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図る必要があります。
	リスクへの対応方策	上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。

事前に備えるべき目標		4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
起きてはならない最悪の事態		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
施策 「町民等への情報発信体制の整備」 企、総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-4に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-4に記載)
施策 「被災者支援に関する情報システムの構築」 企	脆弱性評価の結果	町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を推進する必要があります。
	リスクへの対応方策	インターネット等各種通信手段の利用環境を整備し、その活用を図ります。

事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	
起きてはならない最悪の事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
施策 「企業の防災体制の確立」 企、観、総	脆弱性評価の結果	災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。本町において温泉供給網は観光の基盤を支える基幹産業の一つであり、温泉の造成・配湯設備を強靱化する必要があります。
	リスクへの対応方策	企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動への共同参加を行います。

事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
起きてはならない最悪の事態	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
施策「企業の防災体制の確立」 観、総	脆弱性評価の結果 リスクへの対応方策
	(再掲：評価結果は5-1に記載)
	(再掲：対応方策は5-1に記載)

事前に備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	
起きてはならない最悪の事態	5-3 食料等の安定供給の停滞	
施策 「飲料水、食料及び生活必需物資等の確保」 各課	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)

事前に備えるべき目標		6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
起きてはならない最悪の事態		6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
施策 「発電設備の管理」 財	脆弱性評価の結果	電力の安定供給確保のため、町管理公共施設の発電設備の計画的な維持管理を行う必要があります。
	リスクへの対応方策	発電設備の定期整備を行い、適切に維持管理を行います。
施策 「企業の防災体制の確立」 観、総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は5-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は5-1に記載)
施策 「自立・分散型エネルギーの導入促進及び設備の管理」 財、環	脆弱性評価の結果	
	リスクへの対応方策	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。また、既設の設備の維持管理に努める必要があります。
施策 「雪害に対する安全性の確保」 都、上、環	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は4-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は4-1に記載)

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
起きてはならない最悪の事態	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
施策 「水道施設の耐震化及び給水体制の確保」 上	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)
施策 「雪害に対する安全性の確保」都、上、環	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は4-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は4-1に記載)

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
起きてはならない最悪の事態	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
施策 「汚水処理機能の確保」 上	脆弱性評価の結果	災害発生時に汚水処理を継続できるよう、汚水処理施設の安全性を確保する必要があります。
	リスクへの対応方策	下水道施設の耐震化を実施します。また、復旧用資機材の備蓄や復旧事業者との連携を進めます。
施策 「雪害に対する安全性の確保」都、上、環	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は4-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は4-1に記載)

事前に備えるべき目標		6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
起きてはならない最悪の事態		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
施策 「土砂災害対策」 総、都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-4に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-4に記載)
施策 「治山対策」 観、環	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-4に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-4に記載)
施策 「道路・橋りょう等の整備」 都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-2に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-2に記載)
施策 「電線の地中化」 都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は4-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は4-1に記載)

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
起きてはならない最悪の事態	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
施策 「道路 啓開・ 交通規 制体制 の整備 」 都	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は2-6に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は2-6に記載)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない。	
起きてはならない最悪の事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	
施策 「地域の防災性（ハード面）向上」 都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「避難場所の確保・整備」 観、総、環、都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「消防団・自主防災組織の強化」 総、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「近隣消防との連携・協力の推進」 消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-3に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-3に記載)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない。	
起きてはならない最悪の事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	
施策 「消防 吏員の 育成」 消	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は2-3に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は2-3に記載)
施策 「広域 応援体 制の強 化」 総、消	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は2-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は2-1に記載)
施策 「文化 財所有 者・管 理者の 防災対 策」生	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標		7 制御不能な二次災害を発生させない。
起きてはならない最悪の事態		7-2 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
施策 「住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策」 総、都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「民間大規模構築物の耐震化と防災対策」 都、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-2に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-2に記載)
施策 「避難場所の確保・整備」 観、総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「道路啓開・交通規制体制の整備」 都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-6に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-6に記載)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない。	
起きてはならない最悪の事態	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生	
施策 「応急危険度判定等の体制整備」 都	脆弱性評価の結果	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施や、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を、今後さらに充実する必要があります。
	リスクへの対応方策	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士の支援を行う判定コーディネーターの養成、資機材の確保などを進めます。

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない。	
起きてはならない最悪の事態	7-3 水路等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
施策 「水路等管理施設の整備」 都	脆弱性評価の結果	水路等の改修の推進に伴い、水路等施設の整備が図られていますが、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。
	リスクへの対応方策	水路等管理施設の点検を行い、計画的な維持補修を進めます。

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない。	
起きてはならない最悪の事態	7-4 有害物質の大規模拡散・流出	
施策 「危険物等施設の風水害対策」 消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標		7 制御不能な二次災害を発生させない。
起きてはならない最悪の事態		7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
施策 「治山 対策」 観、環	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-4に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-4に記載)
施策 「森林 の機能 維持」 観、環	脆弱性 評価の 結果	私有林の公的管理を進めるとともに、可能な範囲で多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林を作る必要があります。
	リスク への対 応方策	国立公園であることを踏まえつつ、荒廃林の解消を積極的に図り、保水調整能力の高い森林づくりを進めます。
施策 「農業 用施設 等の整 備」 環	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は1-3に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は1-3に記載)

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない。
起きてはならない最悪の事態	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
施策 「町民等への情報発信体制の整備」 企、総	脆弱性評価の結果 (再掲：評価結果は1-4に記載)
	リスクへの対応方策 (再掲：対応方策は1-4に記載)

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
起きてはならない最悪の事態	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策「災害廃棄物の処理体制の整備」	脆弱性評価の結果 東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で2,300万トンの災害廃棄物が発生しました。神奈川県が想定する地震が発生した場合においても、本町内で大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。
環境	リスクへの対応方策 本町では災害廃棄物処理計画を策定しており、引き続き近隣市町村及び民間事業者団体等と連携した災害廃棄物の処理体制を整備します。

事前に備えるべき目標		8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
起きてはならない最悪の事態		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策 「道路啓開・交通規制体制の整備」 都	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は2-6に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は2-6に記載)
施策 「復興対策マニュアルの整備」 各課	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は3-2に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は3-2に記載)

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	
起きてはならない最悪の事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
施策 「町民の防災意識の向上、啓発」 総	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「防災教育の充実」 総、学	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「消防団・自主防災組織の強化」 総、消	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)
施策 「要配慮者等への支援」 総、福	脆弱性評価の結果	(再掲：評価結果は1-1に記載)
	リスクへの対応方策	(再掲：対応方策は1-1に記載)

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	
起きてはならない最悪の事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
施策 「避難所の運営体制の整備」 総、福	脆弱性 評価の結果	避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。
	リスク への対応方策	避難所マニュアルを策定し、避難者が安心して避難生活を送れる体制を進めます。
施策 「住まいの確保」 財、福	脆弱性 評価の結果	応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営、あるいは民間賃貸住宅（みなし仮設）の借上げ等を円滑に実施するため、事前対策を進める必要があります。
	リスク への対応方策	建設候補地の土地情報を整理するとともに、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を強化します。また、利用可能な民間賃貸住宅や空き家などの情報を把握し、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備します。
施策 「ペット対策」 福	脆弱性 評価の結果	大規模災害により飼い主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。
	リスク への対応方策	県の災害時動物救護マニュアル及び箱根町ペット等の災害時避難マニュアルに基づき、飼い主に対し普段から備えておくべきこと等の普及・啓発を行い、災害時に備えます。

事前に備えるべき目標		8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
起きてはならない最悪の事態		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策 「災害 救援ボ ランテ ィア活 動の充 実強化 」 総、福	脆弱性 評価の 結果	東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPO、企業等が被災地支援に駆けつけました。本町においても迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。
	リスク への対 応方策	平常時から実践的な訓練を実施するとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりを進めます。ボランティアの受け入れ先として民間宿泊施設の活用を図ります。
施策 「被災 者相談 の実施 体制の 整備」 各課	脆弱性 評価の 結果	地震発生直後の混乱期から復旧・復刻が進む時期に至るまで、行方不明者や生活復興、事業の再興に関する事など、町民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されることから、相談内容に応じた窓口が開設できるようにする必要があります。
	リスク への対 応方策	対応マニュアルを整備するとともに、関係機関との連携を進めます。
施策 「復興 対策マ ニュアルの 整備」 各課	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は3-2に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は3-2に記載)

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	
起きてはならない最悪の事態	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
施策 「復興 対策マ ニュア ルの整 備」 各課	脆弱性 評価の 結果	(再掲：評価結果は3-2に記載)
	リスク への対 応方策	(再掲：対応方策は3-2に記載)
施策 「地籍 調査の 推進」 都	脆弱性 評価の 結果	大規模災害からの迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を着実に推進する必要があります。
	リスク への対 応方策	道路等ライフラインの早期復旧が特に重要となることから、地籍調査のうち官民境界の先行的な調査を進めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本町の強靱化に向けた取り組みにあたっては、全庁横断的な態勢の下で、全庁一丸となって推進していく必要があります。また、国、県、関係団体、民間事業者及び町民等との連携、協力を進めることが非常に重要であり、平時から様々な取り組みを通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本町では、人命の保護を最優先とする観点から施策の重点化を図ることとし、重点化すべき施策により回避する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおりとします。

1-1	住居密集地区等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
1-4	災害により後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救出活動の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
7-1	市街地での大規模火災の発生

3 計画の見直し

本町の総合計画の改定、基本計画及び県強靱化計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。